

平成 22 年 12 月 7 日

資 料

(酒 税)

平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(1) 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすことになります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

(2) たばこ税・酒税

たばこ税・酒税は、いずれも消費税と実質的に二重の負担をもたらすものであると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきたという問題があります。

これはたばこ税・酒税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものですが、前記の基本的な考え方に照らして、このようなあり方は望ましいものではありません。

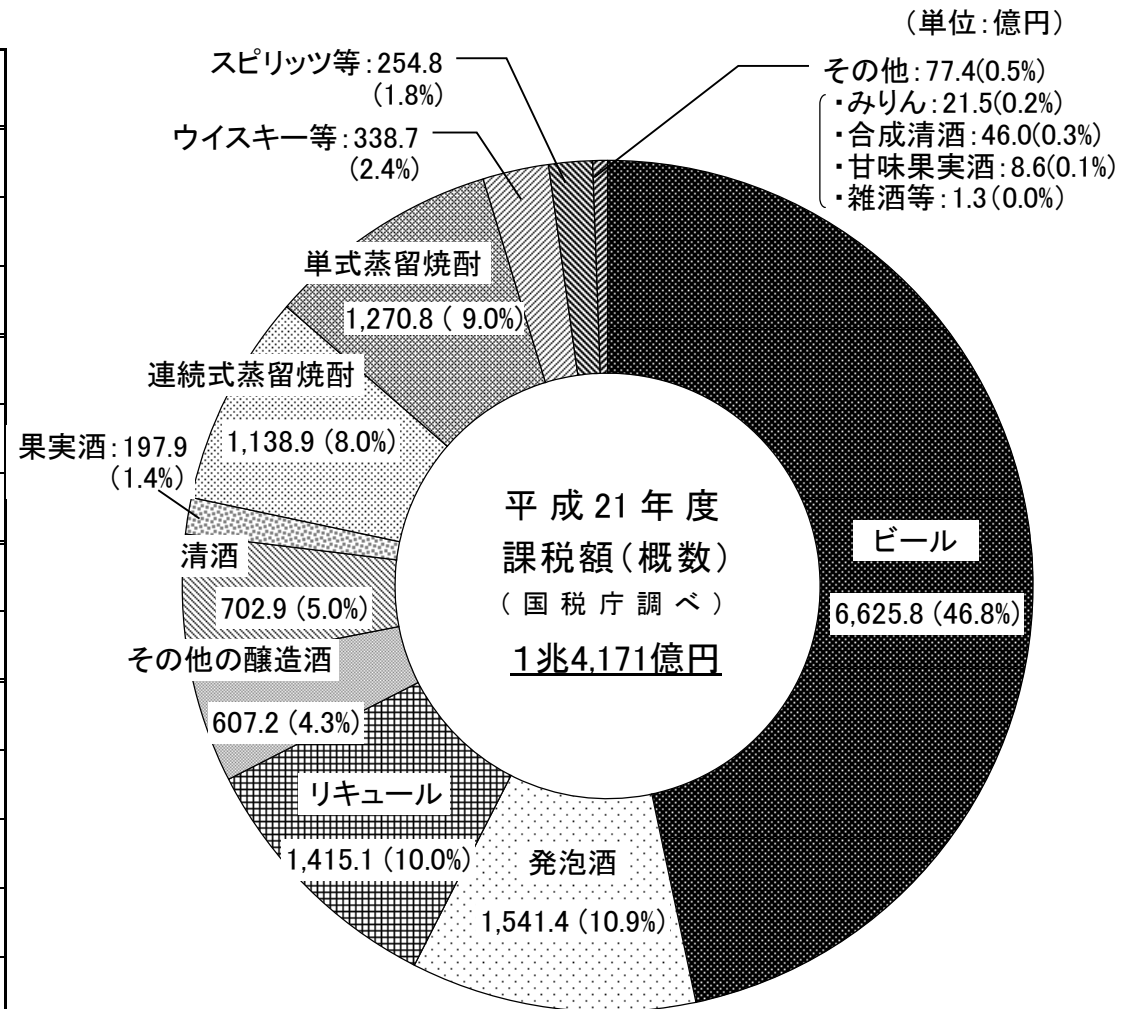
たばこ税・酒税は国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。その観点から、酒税については、酒類の生産・消費の状況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討します。

(以下略)

酒 税 の 概 要

- 酒税の税率は、各酒類の消費状況等を考慮して設定
- 酒税収入の約7割は、ビール、発泡酒等によるもの

区 分	税 率 (1ℓ当たり)
発 泡 性 酒 類	220,000円
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	178,125円
〃（麦芽比率25%未満）	134,250円
その他の発泡性酒類	80,000円
醸 造 酒 類	140,000円
清 酒	120,000円
果 実 酒	80,000円
蒸 留 酒 類	アルコール分1度当たり 10,000円 ※
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	アルコール分1度当たり 10,000円 ※
混 成 酒 類	アルコール分1度当たり 11,000円 ※
合 成 清 酒	100,000円
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円
甘味果実酒・リキュール	アルコール分1度当たり 10,000円 ※
粉 末 酒	390,000円

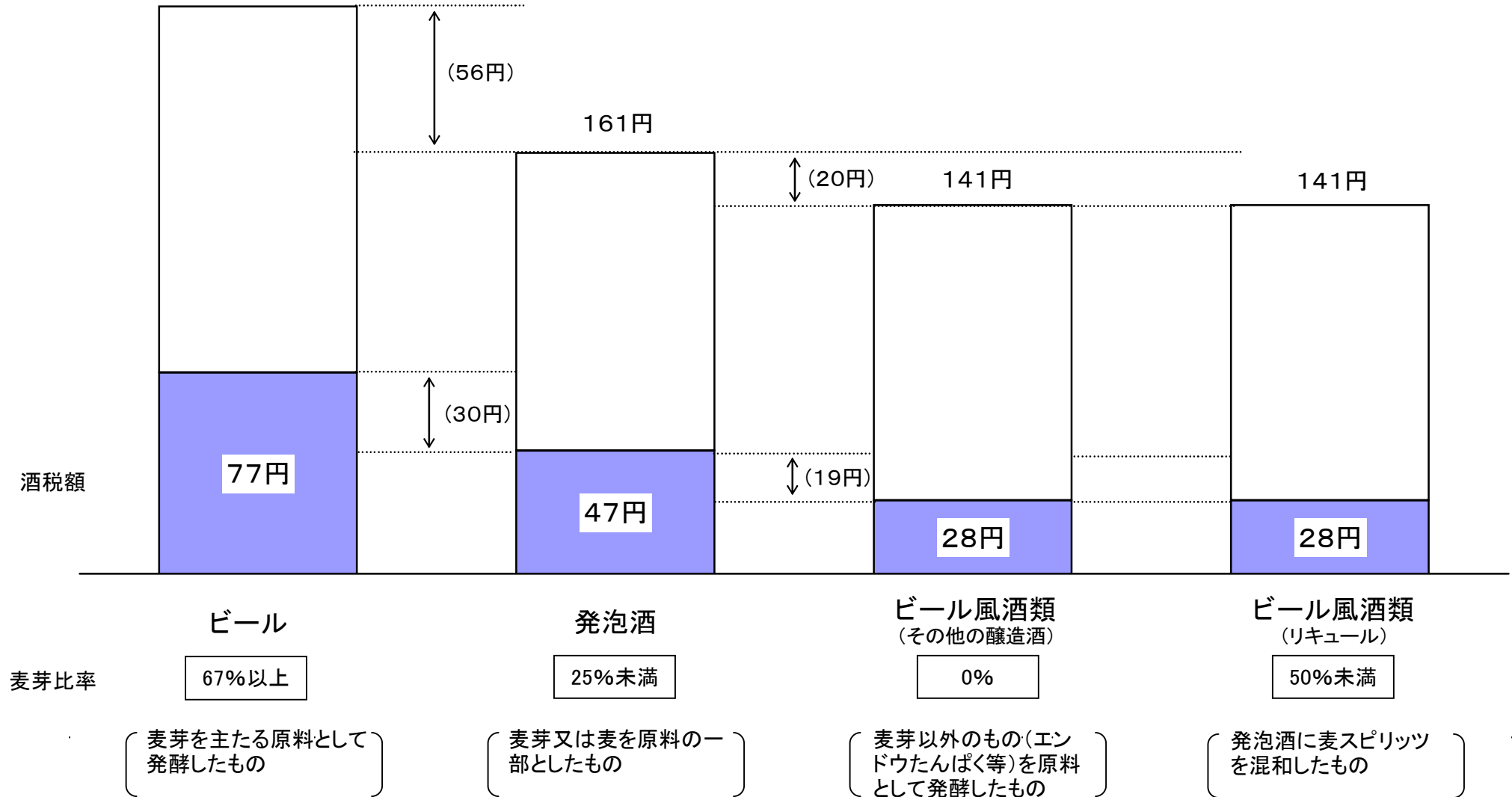


- (備考) 1. 発泡性酒類・・・ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール風酒類（その他の醸造酒）、ビール風酒類（リキュール）等）
 2. 醸造酒類・・・清酒、果実酒、その他の醸造酒
 3. 蒸留酒類・・・連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
 4. 混成酒類・・・合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

※ それぞれ一定のアルコール分に満たないものについては下限あり。

ビール類の酒税額比較(350ml缶)

小売価格
(消費税込み)



(注) 小売価格は、大手コンビニエンスストアにおける代表的な国産商品の小売価格を掲げた。

平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（抄）

2010年12月6日
民 主 党

6. 間接税

(2) 酒税

酒税の抜本的見直しの際には、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とするべきである。

昨年の税制改正大綱で個別間接税については「健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制」という考え方も示されたが、酒税は健康の観点から重課されたたばこ税とは分けて考えるべきである。

特に、類似する商品間の課税の公平性について、現状及び国内関係産業の雇用に与える影響等を踏まえ、検討を行うべきである。

なお、本格焼酎と誤認しないよう、類似する商品の表示の適正化について業界指導に努めるべきである。